

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則

規則七―三（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局本庁の項中「危機管理監」を

「危機管理監
健康医療技監」

に、「広報監」を

「広報監
副危機管理監」

に、

インバウンド推進統括監」

「読書活動推進監」を

「読書活動推進監
移住定住推進監」

に改め、「貿易振興監」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。